

総会

配布：一般

2015年10月12日

原文：英語

人権理事会

第30会期

議事日程議題4

2015年10月2日に人権理事会により採択された決議

30/15. 人権および暴力的な過激主義の防止と対策

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則に基づき、

世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約にもまた基づき、そしてウィーン宣言および行動計画を想起し、

2013年12月18日の68/127、2014年6月13日の68/276および2014年12月15日の69/140の総会諸決議並びに国際連合テロ対策センターに関する2011年11月18日の決議66/12、人権とテロリズムに関する人権理事会諸決議およびテロリズムに関する関連する国際文書を想起し、

暴力的な過激主義の対策とテロリズムの対策の目的、そして人権、基本的自由と法の支配の保護および促進の目的は、相互に補強していることを認識し、

暴力的な過激主義の防止に関する事務総長の今度の行動計画に興味を持って期待し、そして人

* 2015年11月5日に技術的理由のために再発行された。

権理事会が、暴力的な過激主義の対策と暴力的な過激主義の蔓延の防止における人権の側面を強調することにより、国際連合グローバル・テロ対策戦略の実施を支援することにおいて果たす補完的役割を有していることを再確認し、

文明、文化および宗教の中のより良い理解と尊重を促進するために、事務総長および文明の同盟担当事務総長特別代表により為された取組を歓迎し、

世界中で開催された暴力的な過激主義対策サミットおよび関連する国際的なまた地域的な会議や会合の過程の貢献に留意し、

暴力的な過激主義の防止と対策に対する地域的機構の重要な役割および包括的な、マルチ・ステークホルダー・アプローチを認識し、

あらゆる形態および表現における、暴力的な過激主義は、いかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことをまた認識し、

平和に対する全ての宗教の公約を更に認識し、そして憎悪を広げそして生命を脅かしている暴力的な過激主義を非難することを決意し、

暴力的な過激主義は、全ての国家にとって重大な共通の懸念を構成することを再確認し、そして動機がなんであれ、暴力的な過激主義を正当化するものはないことを確信し、

暴力的な過激主義に対する言い訳や正当化はできないとは言え、人権の虐待や侵害は、その中で人々、特に若者が、暴力的な過激主義に導く過激化と暴力的な過激主義者やテロリストによる勧誘に脆弱である環境を創造することに貢献する要素の中にある可能性があることに留意し、

人権の実現や享受に対する過激主義者のイデオロギーまたは不寛容によりそして違法な殺害、文民を故意に標的にすること、子ども兵士の違法な勧誘や使用、性的暴力やその他の形態の暴力、強制的な改宗、自らの宗教や信念に基づく個人の対象を特定した迫害、強制移送や拉致、女性と子どもの虐待、および種族的や宗教的な少数者の構成員に対する暴力行為に関するものを含む、暴力

的な過激主義者やテロリストによる増加しているまた重大な人権侵害および国際人道法の違反、並びに文民、特に少数者が関与している違法な包囲により動機付けられた暴力的な過激主義やテロリズムに由来する行為により与えられる心の底からの脅威に深く懸念し、

遺物や記念碑のあらゆる意図的な破壊を含む、国際法、とりわけ人権および国際人道法に違反する、宗教的な場所および神社並びに文化遺産に対する攻撃を憂慮し、

憲章の前文において断言されたように、寛容の実行は、戦争を防止し平和を維持するという国際連合により追求された目的を達成するために適用される原則の一つであることを想起し、そして全ての人々の全ての人権と基本的自由、並びに寛容の尊重と保護、他者を認めることと真価を認めること、そして共に生活したあらゆる社会と平和の適正な根拠をその他の形態から聞く能力を確信し、

そのあらゆる形態および表現の暴力的な過激主義の被害者の権利を支援すること、認識することとして保護することの重要性を強調し、被害者およびその家族に対して暴力的な過激主義により引き起こされた苦しみを憂慮し、彼らとの心の底からの連帯を表明し、そして国際法に従って、適切な場合に、追憶、尊厳、尊敬、正義および真実に関する思いやりを考慮し、説明責任を確保しそして刑事責任の免除を終わらせる一方で、彼らに適切な支援と援助を提供することの重要性を強調し、

暴力的な過激主義の防止と対策と同時に、人権を促進しそして保護する国家の国際的な義務を再確認し、そして人権の保護が、暴力的な過激主義の防止と対策の目標を達成することに非常に重要であることを認識し、

そのあらゆる形態および表現の暴力的な過激主義の蔓延の認識を高めること、それに資する多数のまた多様な条件に対処すること、を目的とした措置を講じる国家の公約もまた再確認し、

国家が、暴力的な過激主義の蔓延に資する条件の一つに対処するための自らの国内戦略の一部として貧困根絶を統合することを追求する可能性があることに留意し、

宗教および信念に基づく人々の不寛容、否定的な固定観念および負の烙印またそのような人々に対する差別、暴力への扇動そして暴力との闘いに関する 2011 年 3 月 24 日の人権理事会決議 16/18 を想起し、そしてそのあらゆる形態および表現の暴力的な過激主義に対抗する重要な道具としての、差別、敵対行為または暴力を構成する民族的、人種的または宗教的憎悪の唱道の禁止に関するラバト行動計画をまた想起し、

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容は、その中で個人が暴力的な過激主義や過激主義者のイデオロギーに動機付けられたテロリズムに由来する行為の遂行を導く過激化に対して脆弱である環境を創り出すことに貢献する可能性があることを認識し、

人権および平和的な集会や結社の自由を含む基本的自由は、自らの政治的意見を表明する非常に重要な機会を個人に提供している民主主義の不可欠な部門でありまた暴力的な過激主義の防止および対策における対話を可能にすることを再確認し、

暴力的な過激主義の防止と対策は、政府、市民社会、現地のまた宗教的な指導者および民間部門が関与している社会全体の対処方法を必要としていることを強調し、そして市民社会の積極的な参加は、暴力的な過激主義の防止と対策と同時に人権および基本的自由を保護する政府の取組における主要な要素であることを認め、

1. そのあらゆる形態および表現の暴力的な過激主義の行為、手段および実行は、人権と基本的自由の享受、および民主主義を脅かすことを目的とし、国家の領土保全と安全を脅かし、そして合法的に構成している政府を不安定化する活動であること、そして国際社会が暴力的な過激主義を防止しそして対抗するための協力を強めるために必要な措置を講じるべきであることを再確認する。

2. 自らの国際法上の義務を完全に遵守して、自らの管轄権の下にある領域に関する、暴力的な過激主義とそのあらゆる形態および表現のテロリズムの防止と対策における国家の主要な責任をまた再確認する。

3. 国家に対し、暴力的な過激主義を防止しまた対抗するために講じたあらゆる措置が、国際

法、とりわけ国際人権法、国際難民法および国際人道法の下の自らの全ての義務を遵守することを促す。

4. 国家および暴力的な過激主義の予防と対策の取組を支援することに従事している地方組織に対し、人権教育および訓練、並びに適法手続および法の支配を通じたものを含んで、人権と基本的自由の促進と保護を促進し続けることを求める。

5. 国家に対し、女性の、宗教の、文化の、教育のそして地方の指導者をエンパワーすること、市民社会におけるまた民間部門からの全ての関係する集団の構成員を関与させること、この種の暴力的な過激主義への勧誘を防止しそして対抗するため人権と基本的自由を結合する目的に合わせた対処方法を採用すること、また社会的包摂と団結を促進することによるものを含んで、暴力的な過激主義とテロリズムの行為を扇動する物語に対抗する人権と基本的自由を尊重する、そして暴力的な過激主義の蔓延に資する条件に対処する戦略を策定することにおける社会全体の対処方法を通して、地方の共同体や非政府関係者と関与することを奨励する。

6. 政治的参加、経済的包摂および社会的団結を促進しそして暴力的な過激主義を予防しそして対抗するための手段としての人権を尊重する、対象を特定した若者雇用計画の手段によるものを含む、若者をエンパワーする必要性を強調する。

7. 人権教育と訓練を含む教育が、暴力的な過激主義の防止および対策において果たすことができる重要な役割を再確認し、そしてこれに関連して、国家に対し、万人のための教育運動の下での目標と具体的目標を達成する取組においてまた 2011 年 12 月 19 日の総会決議 66/137 において総会により採択された人権教育および訓練に関する国際連合宣言の目的を達成する活動に協力することを奨励する。

8. 国の、地域のそして世界的なレベルでのものを含む、文明間の寛容と対話および異教徒間と異文化間の理解の向上並びに人々の中の尊重が、憎悪の段階的拡大を避けることと同時に、協力を促進すること、テロリズムと闘うことそして暴力的な過激主義に対抗することにおいて最も重要な要素の中の一つであることを強調する

9. テロリズムまたは暴力的な過激主義に急進的になること、勧誘することそしてテロリズムまたは暴力的な過激主義の行為を犯すことを他の者に扇動することの目的のために、テロリストおよび暴力的な過激主義者並びにその支持者による、インターネットを通じたものを含む、通信技術の増加した使用に懸念を表明する。

10. 加盟国に対し、寛容と相互尊重に関する情報を唱道しそして普及することを求め、そして全ての人権に対する尊重を促進すること、全ての宗教、信念、文化および人々の中のより良い理解を開発すること、寛容と相互尊重を高めること、そしてこのように暴力的な過激主義の拒絶を強化することに対するメディアとインターネットを含む新しい通信技術の潜在的な貢献を強調する。

11. 市民社会が、国の戦略に従ってそして人権と基本的自由を尊重しながらまたこれらの取組に対する市民社会の貢献を認識しながら、暴力的な過激主義を防止しそして対抗する包括的解決を策定し、促進しそして先に進めることを可能にする環境を有すべきであることを強調する。

12. 国の能力を強化することと策定すること、人権を尊重しそして暴力的な過激主義の防止と対策を目的とした包括的且つ調整された解決を促進することと実施することによるものを含んで、国際的な協力と効果的なパートナーシップを高める必要性をまた強調する。

13. 暴力的な過激主義の防止と対策における人権を尊重するコミュニティ志向と法執行の努力を促進する必要性を強調する。

14. 拘禁施設および刑務所における暴力的な過激主義を導く過激化を防止しそして対抗しまた人権を促進する一方で生活復帰と再統合措置を支援する必要性もまた強調する。

15. 暴力的な過激主義の防止と対策における関連する国際連合機関および国際的な、地域的なそして準地域的な機構並びに市民社会の活動、並びにテロ対策履行タスクフォースおよびその組織、また暴力的な過激主義に対抗する多部門にわたる対処方法のための良い慣行に関するそのアンカラ覚書において示されたものを含む、グローバル・テロ対策フォーラムのような様々な形態における良い慣行の開発と実施、を認識する。

16. 暴力的な過激主義の防止と対策における国際連合の中心的役割を強調し、この分野において国家を支援する関連する国際連合機関および組織の重要性に留意し、国際連合人権高等弁務官事務所および関連する国際的な利害関係者に対し、その各々の職務権限に十分に従って暴力的な過激主義の防止と対策に関する現行の国際連合活動を補完することを求める。

17. 暴力的な過激主義の防止と対策の人権の側面を議論するためその第 31 会期にパネルを招集することを決定し、そして高等弁務官事務所に対し、そのパネルディスカッションに関する概要報告書を準備することを要請する。

18. 高等弁務官事務所に対し、理事会の第 33 会期までに、人権の保護と促進が暴力的な過激主義の防止と対策に貢献した方法について良い慣行と学んだ教訓に関する編集報告書を準備することを要請し、そして同事務所に対し、加盟国、国際連合組織および適切な場合には、その他の組織と、暴力的な過激主義の防止と対策の人権の局面における現行の関連する活動から利益を得るために、協議することを奨励する。

第 42 回会合

2015 年 10 月 2 日

[37 対 3、棄権 7 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデッシュ、ボツワナ、ブラジル、コンゴ、コートジボワール、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、アイルランド、日本、ケニヤ、ラトビア、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、パラグアイ、ポルトガル、カタール、大韓民国、サウジアラビア、シエラレオネ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ベトナム

反対：

ロシア連邦、南アフリカ、ベネズエラ（ボリバル共和国）

棄権：

ボリビア（多民族国家）、中国、キューバ、エルサルバドル、カザフスタン、ナミビア、パキスタン]